

住民座談会に参加しての中間評価委員の意見・感想

明浜地区

- ・令和元年の座談会では俵津地区も多くの出席者がいたが、今回の座談会では3名しかいなかった。もう少し参加者の人数について、配慮をしていただきたい。
- ・生活研究グループの方が地域で頑張っておられたおかげで、明浜地区の良い所や魅力を感じた若者が、地域の活性化のお手伝いに来てくれている。しかし、受け入れる場所がある地域と、そうでない地域があるのが少し残念に思う。

宇和地区

- ・座談会に参加された人から「このような座談会はとても大切である。」との意見を聞いた。時間が限られており、足りないなと感じた。職員の人に来ていただいて、もう少し小さい地区の単位で話し合える場があればと思った。
次年度から地域づくり活動センターが設置されるが、地域任用職員やまちづくり組織、民生委員さんなどが地域に出向いて行って、住民のニーズや悩みなどを聞き、自分たちでできることを考えたり、必要に応じて専門機関に繋ぐことなどが必要なのではないかなと思う。どうしても高齢者の意見が多くなりがちだとは思いますが、子供や若い世代、女性などの意見をもっと引き出すことが出来ればと思う。
- ・住民座談会で話し合った意見や課題について、参加されていない住民の皆さんにどこまで伝わっているのかと感じている。また、地域福祉活動計画の中間評価で私たちが協議した内容について、住民の皆さんと共有することができればいいのではないかなと思う。

野村地区

- ・若い世代が都会に出ていく現状や、農業後継者がおらず耕作放棄地が多いといった課題がある。横林地区の活動報告には感動した。

惣川地区

- ・惣川は人口が300人しかいない地区で、若い人が少ない。高齢者が通院をしたくても交通の便が悪い状況や、また若い世代が地元に戻って来たくても仕事がないなど、様々な地域の課題がある。住民が健康で暮らし、若い世代も惣川に住んでもらえることを願っている。
- ・高齢者の見守り、移動手段、買い物、医療の問題や害獣駆除についての意見が出ていた。

地域でできることは限られていて、コロナで地域組織の弱い部分があぶり出された。コロナが収まっても再開できず、そのまま止めてしまう活動も多いのではないかと危惧している。

城川地区

- 地域の課題を自由に話せ、いい意見交換ができたと思う。しかし、この座談会での意見や課題に対して、地域でどのように取り組んでいくかまでは話し合えていない。
「地域活動の活性化」の課題については、地域づくり活動センターで取り組みそうな内容もあった。センターに足を運んでいただき、手を取り合いながら前に進めればなど考えている。
- 座談会で多くの課題が上がったが、どのように解決していくかを考えると、若い人が少なく、ボランティアのリーダーとなる人も少ない。ボランティアさんやそのリーダーが活動しやすいようなサポートが必要だと思う。また、地域が一丸となって課題に取り組む体制づくりも必要だと思う。
次年度から地域づくり活動センターと地域づくり組織が、地域の課題を解決するため活動していくには資金が必要になる。小さな地域に対して、資金を含めたサポートが必要だと感じている。
- コロナ前は施設に地域の方を招き、利用者さんとの交流や一緒に行事を行うなどしていたが、ここ3年は全くできていない。地域の方の様々な意見を聞く事のでき、地域の中の施設としてどのように活動していくか考える良い機会だった。高齢者の施設であるため、地域への開放はまだ難しい状況である。

三瓶地区

- 三瓶町の北・南地区は高齢化が進み、若い世代が少ない。そのため地区に昔から根付いている文化や行事もできにくくなっている現状がある。
また、高齢者が買い物や通院に行くにもバスがなく、とても困っている。

資料

1 西予市地域福祉活動計画中間評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、社会福祉法人西予市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に規定されている地域福祉を推進するため、西予市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の中間評価を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、西予市地域福祉活動計画中間評価委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(任務)

第3条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 活動計画の中間評価に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析
- (2) 活動計画の中間評価
- (3) その他、活動計画の中間評価に必要な事項の協議

(構成)

第4条 委員会は、16名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 住民の代表者
- (2) 民生児童委員協議会の代表者
- (3) 高齢者の代表者
- (4) 障がい者の代表者
- (5) ボランティア団体の代表者
- (6) 社会福祉施設関係者
- (7) 行政関係者
- (8) その他本会会長が必要と認める者

3 委員会に、活動計画の中間評価に関して必要な助言を行う地域福祉推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

(委員会)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、場合によっては、資料の提供を求めることができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、活動計画の中間評価が終了する日までとする。

(費用弁償等)

第9条 本会会長は、予算の範囲内において、委員会に出席する委員及びアドバイザーに対し、費用弁償または報償を支払うことができる。ただし、行政関係者については支払わない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本会地域福祉課で行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(この要綱の執行)

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

2

西予市地域福祉活動計画中間評価委員会 委員名簿

選出区分	氏名	所属（選任時所属）	策定委員会 の役職
住民の代表者	宇都宮 一郎	明浜地区住民代表	
	兵頭 豊司	宇和地区住民代表	
	大塚 晶司	野村地区住民代表	委員長
	井上 健	城川地区住民代表	
	三好 幸二	三瓶地区住民代表	
民生児童委員協議会 の代表者	酒井 正人	明浜地区民生児童委員協議会	
	岩本 きよみ	宇和地区民生児童委員協議会	副委員長
	井上 朱美	野村地区民生児童委員協議会	
	田中 正男	城川地区民生児童委員協議会	
	池本 廣美	三瓶地区民生児童委員協議会	
高齢者の代表者	三瀬 光一	西予市老人クラブ連合会	
障がい者の代表者	増田 道夫	西予市身体障害者協会	
ボランティア団体の 代表者	大塚 英子	西予市ボランティア連絡協議会	
社会福祉施設関係者	福田 豊	西予市老人福祉施設協議会	
行政関係者	大内 俊二	西予市福祉事務所 （福祉課 地域福祉計画担当者）	
	佐々木靖子	西予市長寿介護課 （生活支援体制整備事業担当者）	

(令和4年9月時点)

※ 所属については、選出時の所属

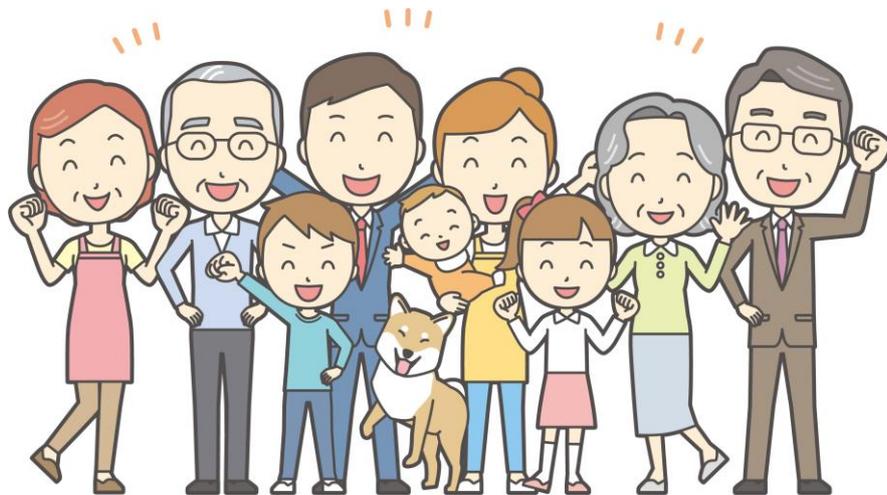
※ 敬称略

3

アドバイザー

所属・役職	氏名
公立大学法人新見公立大学 健康科学部 地域福祉学科 教授	高杉 公人

※ 敬称略



第1期西予市地域福祉活動計画 中間評価

(令和4年度)

発行 社会福祉法人 西予市社会福祉協議会

〒797-1212

愛媛県西予市野村町野村 12号 15番地

電話 0894-72-2306 ・ FAX 0894-72-0024